

自動車等の検査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月六日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年五月拾日

自動車等の検査に關する質問主意書

今般道路運送法施行に依り、從來の各縣警察部交通課において実施せられていた自動車車輛検査等は、兎角の非難もあつた様だが、之等が大變改善され、特に自治組合單位により出張検査等も施行せられ、自動車所有者一同等しくこの改善に感謝しているが、一部には昨今に至るも車輛検査において検査官の態度は未だ改善の様子なく旧態然として職權を笠に着る者多く、一方自動車所有者は、戦々競々として合格せしめんがための拳に出ている現状にして甚だ遺憾に思う。検査当事者は相協力して物資並に車輛不足の折から、不合格を数多く出すのが能ではなく、その指導宜しきを得て一台にても多く完備した車を許可する事が先決と思う。然して國家再建に一車にても役立つ可きであると思う。当局の之に対する意見、対策如何。

右書面答弁を求む。